

令和3年度 障害児（者）施設等の整備方針について

令和2年3月25日
埼玉県福祉部障害者支援課

1 整備方針の対象

本整備方針は、「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」のうち、第3条第1項の表第3号、第4号及び第6号に掲げる施設について、同条第2項の表第2号及び表第3号の整備区分ごとに掲げる整備内容について定める。

整備の対象建物は、原則として自己所有物件とするが、「スプリンクラー整備」や「防犯対策整備」など安全対策に関するものに限って賃貸物件も対象とする。

(注釈)

表第3号：障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設

表第4号：居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所等

表第6号：障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

2 優先的に整備する施設・事業所

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、次の施設を優先的に整備する。

(1) 入所施設の整備

- 県では、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくことが第一と考えているが、強度行動障害や重複障害など地域での生活が困難な重度の障害者のため、必要な入所施設の整備を進める考えである。
- 原則として入所施設の整備を認めていない国に対しては、入所施設への入所希望者が年々増加し、地域での生活が困難な重度の障害者が入所を希望している実情を説明し、国庫補助が採択されるよう強く働きかけていく。

(2) グループホームの整備

- 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、生活の拠点となるグループホームの整備を促進する。
- 重度障害者の受入れが可能なグループホームの整備を優先する。
- 地域バランスを考慮し、グループホームの設置が少ない地域への整備を優先する。

(3) 日中活動の場の整備

- 地域で暮らす障害児者の日中活動の場を確保するため、通所事業所の整備を促進する。
- 重度障害者の受入れが可能な生活介護事業所の整備を優先する。
- 障害児の通所事業所については、医療的ケア児の受入れ可能な事業所の整備を優先する。

(4) 施設の大規模修繕

- 昭和56年改正建築基準法以前に建築された建物など、未耐震施設の耐震化整備を促進する。
- 老朽化に伴い、利用環境の著しい低下や火災発生の危険などがある建物及び設備について、必要な改修を行う。
- ただし、障害福祉サービスの指定を受けて10年以内の建物の老朽化に伴う改修については補助の対象としない。

(5) 障害児(者)の安心・安全対策

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するため、多床室を個室化するなどの改修工事を対象とする。
- 防災対策を強化するため、スプリンクラー設備の設置、ブロック塀倒壊防止の整備を促進する。
- 防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ・センサーライトの設置などの整備を促進する。
- 上記(1)から(4)において、災害時に障害者が一時避難することが可能な福祉避難所として活用することが見込まれる施設整備を優先する。

(6) 地域生活支援拠点等の整備

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談支援機能や緊急時の受入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備に必要な施設等の整備を促進する。
- 特に短期入所については、地域バランスを考慮し、設置が少ない地域への整備を促進する。